

# 令和4年度学校運動部活動に係る活動方針

秋田県立西仙北高等学校  
特別活動部

## 1 目的

学校教育活動の一環として次に掲げる教育目標等の達成を目指すものである。

### 【教育目標】

◎変化の時代を心豊かにたくましく生き、地域社会で活躍する人材の育成

### 【目指す生徒像】

◎身に付けた高い知性と幅広い教養をもとに他と協働して課題解決ができる生徒

◎成人としての社会規範意識とともに思いやりの心を持ち、自他の生命や人権を尊重する生徒

◎健やかな身体と強い意志で、自らの将来を切り拓くことができる生徒

## 2 部活動運営について

### (主 将)

(1) 各部において部員の中から1名を主将として選任する。主将は、その年度中、部活動の中心となり指導顧問(部長・監督)と常に連携を保ち、責任ある行動をとる。

### (練 習)

(1) 部長・監督・コーチの指導のもとに部員が協力し、主体的に行う。

(2) 健康管理に留意し安全に心掛ける。

(3) 合宿練習は、別に定める「部活動等の合宿に関する規程」に従って行う。

### (活動時間及び活動日数)

(1) 活動時間：平日は2時間30分程度、休業日は3時間30分程度とする。

(2) 休養日：平日は週あたり1日以上、休業日は月2日以上とする。

※長期休業中の休養日も上記の規定に準ずる。

### (対外試合)

(1) 秋田県高体連・高野連の大会に参加することができる。

(2) 県体・国体及び各体協の主催する大会には、校長の承認を得て参加することができる。

(3) 対外試合(練習試合を含む)に出場する場合は、事前に所定の手続きを経るものとする。

(4) 問題行動で指導中の者は大会に出場できない。

### (用具・施設管理)

(1) 用具・施設の管理は指導顧問の指導のもとに行う。

#### **(定期考査)**

- (1) 定期考査一週間前及び考査期間中は原則、練習を禁止とする。但し、大会等特別な事情がある場合は校長の承認を得て練習を実施することができる。

### **3 注意事項**

#### **(事故防止)**

- (1) 安全に活動が実施されるように事前指導を充実させる。また、常に施設設備や用具等の点検を行い盗難や事故の未然防止に努める。
- (2) 生徒の健康状態を把握し健康管理を徹底する。気温・湿度等の練習環境に注意し、練習実施の有無の判断を的確に行う。
- (3) 顧問等が安全に配慮することはもちろん、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応し自主的に活動できるような安全教育に取り組む。

#### **(体罰等の禁止)**

- (1) 生徒が安心して活動に取り組めるように体罰やハラスメント、不適切な言動等の根絶を徹底する。

#### **(外部指導者)**

- (1) 部技術指導のため、長期にわたり西仙北高校職員以外の者を依頼する必要があるときは、部活動振興運営委員会で審議し校長が依頼する。
- (2) 外部指導者の活用においては、学校の教育目標や部活動に係る基本方針、各部の指導方針について十分理解を得たうえで指導にあたることとする。

#### **(部費の取扱い)**

- (1) 部費、参加費等の徴収については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の過度な負担とならないようにする。また、会計は厳正に処理する。

#### **(生徒の移動に係る交通安全対策)**

- (1) 生徒の移動は、公共交通機関の利用が基本原則であり、やむを得ない事情等で自家用車や大型バス等を使用する場合には事前に運行計画を作成し、保護者の同意を得る。

#### **(各部共通で作成するもの)**

- (1) 緊急連絡先を併記した部員名簿を作成する。途中入部があった場合は、その都度、更新する。
- (2) 年間および月別の活動計画・予定表を作成し、部員・保護者へ周知する。年間指導計画・予定表は4月中に、月別活動計画・予定表は前月25日までに周知する。作成した年間および月別指導計画・予定表は、特別活動主任に提出する。

※様式は自由